

# 西東京市における特別支援教育の在り方についての検討

( 西東京市障害児教育検討懇談会 最終報告 )

平成 1 8 年 6 月

# はじめに

西東京市障害児教育検討懇談会（以下「懇談会」という。）は、西東京市教育委員会教育長の依頼を受け、特別支援教育に関する課題と、心身障害教育に関する諸課題について検討するため、平成16年5月から活動を開始しました。

まず、西東京市における心身障害学級の現状について分析、検討を行い、平成16年7月に、懇談会の中間報告として「西東京市の心身障害学級設置校の増設について」をまとめました。

さらに、平成17年12月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討について（意見書）」をまとめました。

現在、国は、障害の種類や程度に応じ、特別な場で指導を行う従来の「特殊教育」から、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る基本的な方向を示し、平成17年12月には中央教育審議会から特別支援教育に関する答申である「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を示しました。

東京都は、国の動向を踏まえて、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、小・中学校における特別支援教育へ向けた取り組みを示しました。それらを受けて、各区市町村では、それぞれの特別支援教育の在り方について検討が始まり、現行制度の中でできる取り組みが始まっています。

そのような動きの中で、懇談会では、西東京市における特別支援教育の在り方の検討に取り組みました。LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒のニーズを的確に把握し、個に応じた教育的支援を行う必要があること。それには様々な連携を図る必要があること、という考えに立ち、この懇談会最終報告では、大きく6つの項目に絞り、特別支援教育の在り方について示しました。

懇談会最終報告を踏まえ、特別支援教育に関する具体的な方策については、市教育委員会において検討され、適宜、市民及び各関係者の意見を踏まえながら、できることから着実に取り組んでいくことを希望します。

最後に、懇談会が行ってきた活動が、広く西東京市民の特別支援教育に対する理解を推進し、西東京市の特別支援教育の発展に寄与することを期待して、懇談会最終報告とします。

西東京市障害児教育検討懇談会

# 目次

- 1 校内体制について
- 2 特別支援教室（仮称）について
- 3 盲・ろう・養護学校との連携について
- 4 副籍について
- 5 関係機関及び地域との連携について
- 6 理解啓発について

## 校内体制について

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒への特別支援教育を推進していくために、校内体制の整備が必要です。西東京市教育委員会では、教員を対象に、特別支援教育の理解と指導に関する研修を実施しています。その上で、各校において、特別支援教育コーディネーターの指名や、校内委員会の設置を進めています。

特別支援教育コーディネーターは、校内の教職員との連絡調整、外部の関係機関への連絡調整、担任への支援、保護者に対する相談の窓口、校内委員会の運営や推進役といった役割を担うこととなります。また、特別支援教育コーディネーターの情報の共有化と具体的な対応策のための連絡会の設置が必要と考えます。

校内委員会は、特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握をして、その支援の方法を検討します。また、必要に応じて、外部の関係機関や専門家と連携し、専門的意見を求めることもあります。この、外部の関係機関や専門家との連携については、市教育委員会内に専門家チーム（仮称）を設置し、学校からの相談に応じるなど専門的見地からの学校への支援が求められますが、その組織構成については、検討が必要と考えます。

さらに、校内体制づくりにあたっては、東京都モデル事業実施自治体での実践・検証等を参考にしていくものと考えます。

### 校内委員会の役割

- ・特別な教育的支援が必要な児童・生徒に早期に気づく。
- ・特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握をして、その支援の方法を検討する。
- ・外部の関係機関と連携を図る。

### 特別支援教育コーディネーターの役割

- ・校内の教職員との連絡調整
- ・外部の関連機関への連絡調整
- ・担任への支援
- ・保護者等からの相談窓口
- ・校内委員会の運営や推進役

## 特別支援教室（仮称）について

西東京市における心身障害教育は、心身障害学級及び通級指導学級を中心に行われています。

国の最終報告では、障害のある児童・生徒が、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的システムを実現するために制度的見直しを行うこととされています。

特別支援教育の推進にあたっては、心身障害学級において現在行われている取り組みを踏まえ、特別支援教育への転換を進める方策を検討する必要があります。

特別支援教育の実施に向けて、現在、国会に提出され審議されている法案（「学校教育法等の一部を改正する法律案」）では、特殊学級は、特別支援学級と改正するものとされていますが、特別支援教室（仮称）の形態については、今後も動向を注視する必要があります。

また、特別支援教室（仮称）で教育を受ける児童・生徒の在籍等については、国の法改正や東京都の動向を踏まえた検討が必要となります。

平成 18 年度現在、4 区市において、東京都教育委員会の特別支援教育体制モデル事業が実施されています。東京都教育委員会では、それらのモデル自治体を通じて、特別支援教育体制の一つである特別支援教室（仮称）の設置に向けた試行を行っています。

西東京市において、特別支援教室（仮称）を実施する際は、モデル自治体での成果及び課題等を踏まえたものとする必要があります。

### 特別支援教育体制モデル事業での成果及び課題の一例

- ・通級指導学級の担当教員が近隣の学校へ巡回し、支援を要する児童に対する指導をした。
- ・費用対効果の観点も取り入れ、通級指導学級の担当教員や指導員等の派遣に当たって、個々の児童・生徒の状況に応じた一定の到達目標や派遣期間等を決めていく必要がある。
- ・通常の学級に在籍する支援の必要な児童・生徒に対して、補助員等によりチームティーチングや個別指導を行う取り組みをした。
- ・心身障害学級の児童・生徒のうち教育効果が期待できる児童・生徒について、通常の学級での交流及び共同学習を試行した。

# 盲・ろう・養護学校との連携について

特別支援教育を推進していくためには、盲・ろう・養護学校（ 1 ）との連携が重要になってきます。『東京都特別支援教育推進計画』では、西東京市を支援エリアとするセンター校は、都立小金井養護学校とされています。センター校を含めるすべての都立盲・ろう・養護学校は、指導研修、教育相談等において、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

例えば、都立盲・ろう・養護学校が持つ、各障害種別（盲・ろう・肢体不自由・知的障害・病弱）の専門性を生かし、教育内容・方法の充実に関する研修会や合同研究の実施が望まれます。さらに、副籍制度では、西東京市在住の児童・生徒が通う、それぞれの盲・ろう・養護学校との連携が必要になります。

また、市内の心身障害学級から養護学校高等部へ進学する生徒も多いことから、今後「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、養護学校高等部との連携が一層求められてきます。さらに、養護学校高等部卒業後の就労支援ということでは、西東京市では保健福祉部門が担当しますが、そこでは、養護学校高等部との情報交換が必要となります。

1「盲・ろう(聾)・養護学校」は、関係法令の改正が行われた後、「特別支援学校」となります。

## 連携対象と連携の一例



## 2 個別の教育支援計画

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」で考え方が示された。教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。

(東京都教育委員会 平成16年「東京都特別支援教育推進計画」)

## 副籍について

障害のある子どもが、都立盲・ろう・養護学校へ就学すると、居住する地域とのつながりが少なくなってしまうという状況があります。そのような状況を少しでも解消し、盲・ろう・養護学校へ就学した後も、地域とのつながりの維持・継続を図るため、「東京都特別支援教育推進計画」では、副籍制度の実施が計画されています。副籍とは、都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を行うものです。

平成18年度現在、4区市において、東京都教育委員会の副籍モデル事業が実施されています。東京都教育委員会では、それらのモデル自治体を通じて、副籍制度を導入するに当たり想定される手続きや交流活動を円滑に実施するためのガイドラインや、指導事例集の作成を予定しています。

西東京市において、副籍制度を実施する際は、モデル自治体での成果及び課題を参考にしながら、東京都教育委員会が作成するガイドライン、指導事例集を踏まえたものとする必要があります。また、障害のある子どもと地域とのつながりを増やすためには、小・中学校(地域指定校)での交流だけではなく、地域の育成会や各児童館においても交流できるようにしていく方策が必要であると考えます。

### 副籍モデル事業での課題の一例

- ・教育委員会は関係養護学校と連携し、共同して、保護者に対して、副籍の意義等を丁寧に分かりやすく説明し、十分な理解を得ていく必要がある。
- ・施設等受入れ側の態勢などの条件も考慮しつつ検討し、現状でできることから実施していくことが望ましい。
- ・在籍校(都立盲・ろう・養護学校)の個別指導計画及び個別の教育支援計画を地域指定校(小・中学校)に示しながら、連携して計画・実施する必要がある。
- ・付添いは、原則として保護者によることとするが、ボランティア等の活用の検討も必要である。また交流等開始当初は、在籍校教員が付添うなど、検討する必要がある。

## 関係機関及び地域との連携について

特別支援教育を推進していくためには、関係機関及び地域との連携が重要になってきます。現在、西東京市では、相談機能ネットワークを構築し、教育相談業務も市全体のネットワークのひとつとして包含され、庁内関係部署のほか、外部の関係機関とも連携を図っているところです。特別支援教育を円滑に推進していくために、それらの連携機能を活用しながら、地域連携の形をつくることとなります。

### 西東京市における関係機関及び地域連携の形

現在、西東京市では、相談機能ネットワークを構築し、各相談業務にあたっています。その相談機能ネットワークの中には、庁内関係部署として、保健福祉部や児童青少年部といった子どもに関連する部署が含まれています。また、外部の関係機関としては、児童相談所、保健所、医療機関、都立養護学校、東京都教育相談センター等が含まれています。さらに、地域の人材として、民生委員・児童委員や主任児童委員とも連携を図るようにしています。

この相談機能ネットワークは、各部署の相談の状況に応じて連携機能を再構築する必要があると考えます。

この連携機能を特別支援教育におけるネットワークに活用するには、例えば、就労支援における労働関係機関など新たな連携先を加えるよう検討する必要があります。

また、東京都においては、平成17年9月に、東京都広域特別支援連携協議会が設置され、都道府県レベルのネットワークの構築が始まりました。ここでの議論の動向に注目するとともに、東京都教育委員会で、平成17、18年度に行っている特別支援プロジェクトモデル事業の成果を参考にしながら、西東京市における地域連携の形をつくることとなります。

### 連携先として考えられる関係機関・団体等

- |       |   |                   |
|-------|---|-------------------|
| 教育    | 〔 | ・都立盲・ろう・養護学校      |
|       |   | ・東京都教育相談センター      |
|       |   | ・幼稚園              |
| 福祉    | 〔 | ・保育園              |
|       |   | ・児童館、学童クラブ        |
|       |   | ・子ども家庭支援センターのどか   |
|       |   | ・こどもの発達センターひいらぎ   |
|       |   | ・心身障害児通所訓練施設ひよっこ  |
| 保健、医療 | 〔 | ・児童相談所            |
|       |   | ・保健所              |
|       | 〔 | ・医療機関             |
| 労働    | 〔 | ・ハローワーク           |
| 地域    | 〔 | ・西東京市社会福祉協議会      |
|       |   | ・西東京市ボランティアセンター   |
|       |   | ・民生委員・児童委員、主任児童委員 |
|       |   | ・西東京市青少年育成会       |
| 庁内    | 〔 | ・庁内関係部署           |
- （順不同）

## 理解啓発について

これまでの心身障害教育（特殊教育）から新たに特別支援教育へ移行及び推進していくためには、特別支援教育の制度内容について、広く理解を求めるための啓発が必要となります。

さらに、制度内容に加えて、特別支援教育で新たに対象となる、LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害について、その特徴や対応例などについても、広く理解啓発を行うことが必要となります。

また、特別支援教育の理解啓発を行うにあたり、市教育委員会は、特別支援教育やLD・ADHD・高機能自閉症等の障害に関する情報を提供し、特別支援教育の制度の周知を図る必要があります。それには、学校のみならず、庁内の他の部署と連携を図ることにより、効果的に行う必要があります。

### 理解啓発の対象

- (1) 教員 LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒の個別の指導計画の作成などに携わることになる。特別支援教育コーディネーターや心身障害学級担当教員だけでなく、すべての教員において、特別支援教育の理解が求められる。
- (2) 市職員 特に、当該児童と直接関わる機会のある職員に対する理解啓発が必要となる。
- (3) 保護者 発達障害の特徴などに関する情報の提供は、子どもに対する保護者の気づきのきっかけになるものと考えられる。また、一般の保護者に対しても理解啓発を行うことにより、学校や学級において当該児童・生徒に対して教育的支援や配慮を行うことへの理解を得ることにつながる。
- (4) 市民 LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒が、地域で生活する中で、日常的に接する機会があるため、当該児童に対する理解を得ることにつながる。また、特別支援教育を推進していくにあたり、地域の方々の協力を得る際に、役立つものとする。
- (5) 児童・生徒 児童・生徒に対して、人権教育や障害児(者)に対する理解を深める教育を行うことにより、障害の有無に関わらず、児童・生徒が、互いを認め合うことにつながる。

### 実施方法の一例

- |   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 講演会等による理解啓発</li><li>(2) パンフレット等の配布による理解啓発</li><li>(3) 広報紙、学校だより等による理解啓発</li><li>(4) 研修 [教員、市職員]</li></ol> | } | [教員、市職員、保護者、市民、児童・生徒] |
|---|---|-----------------------|